

25年度 保育料を お知らせします



4月からの保育料は下表のとおりです。

階層区分	年齢(H25.3.31時点)		月額保育料(円)		
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護受給世帯		0	0	0
B	市民税非課税世帯		0	0	0
C1	所得税が 非課税の 世帯	市民税が均等割のみ	7,870	5,310	5,310
C2		市民税 所得割 10,999円以下	12,310	9,630	9,630
C3		市民税 所得割 11,000円以上	16,740	13,950	13,950
D1	所得税が課税されて いる世帯	所得税 2,499円以下	20,420	17,570	17,570
D2		// 2,500円～ 9,999円	21,850	19,000	19,000
D3		// 10,000円～ 24,999円	25,170	22,320	22,320
D4		// 25,000円～ 39,999円	28,500	25,650	25,650
D5		// 40,000円～ 54,999円	32,940	30,000	28,990
D6		// 55,000円～ 69,999円	36,490	33,550	31,530
D7		// 70,000円～ 84,999円	40,040	37,100	34,070
D8		// 85,000円～ 102,999円	43,610	40,670	
D9		// 103,000円～ 222,999円	47,680	41,320	
D10		// 223,000円～ 342,999円	51,760	41,980	
D11		// 343,000円～ 412,999円	55,860		
D12		// 413,000円～ 519,999円	59,780		
D13		// 520,000円～ 626,999円	64,430		
D14		// 627,000円～ 733,999円	69,090		
D15		// 734,000円～ 843,999円	73,740	42,630	
D16		// 844,000円～ 953,999円	78,400		36,640
D17		// 954,000円～ 1,063,999円	86,240		
D18		// 1,064,000円～ 1,173,999円	94,080		
D19		// 1,174,000円以上	101,920		

※同一世帯から2人以上の児童が入所する場合は、年齢の高い順に全額・半額・無料となります。

※表中の所得税と市民税は、4月～6月は23年(度)分、7月～翌年3月は24年(度)分となります。

※保育料は税制改正前の基準(年少扶養控除・特定扶養控除あり)を適用して算出します。

※住宅借入金等特別控除など、保育料算出の際は対象外となる控除があります。

お問合せ 子ども企画課 ☎21-3270

政策や方針の決定過程に女性の意見を 女性人材リストに 登録しませんか？

市は、各種審議会等委員への女性登用率30%を目標としており、その取り組みのひとつとして、新たに「函館市女性人材リスト」を作成します。

リストに登録して、あなたの経験や知識を市政や地域社会の発展に活かすチャンスを広げてみませんか？

申請書は、市民・男女共同参画課で配布するほか、市のHPに掲載しています。



登録対象者

市内に在住、在勤、または市内で活動する団体に所属する20歳以上の女性で、次のいずれかの分野に関心がある、専門的知識や技能を有している、または活動実績のある方

保健・医療・福祉／生活・環境／農林水産業・商業・工業／まちづくり・土木・建設／防災・地域安全／国際交流・観光振興／子育て・教育／人権・男女共同参画／文化・芸術・スポーツ

人材リストの活用先 ※市役所内部に限られます。

- ・市の各種審議会等の委員選考
- ・市が行う研修会、講演会等での講師等の人選(登録時に希望した方のみ)

※登録された方が必ず審議会等の委員や講師等に登用されるものではありません。

お申込み・問合せ 4月1日(月)から、市民・男女共同参画課(☎21-3470)で随時受付します。

市税は納期内に納めましょう

25年度 市税納期一覧

税目 期別	固定資産税 都市計画税	市道民税	軽自動車税
1期	4月16日～ 4月30日	6月16日～ 7月1日	(定期) 5月16日～ 5月31日
2期	7月16日～ 7月31日	8月16日～ 9月2日	
3期	9月16日～ 9月30日	10月16日～ 10月31日	
4期	12月10日～ 12月25日	1月16日～ 1月31日	

- 便利な口座振替・自動払込をご利用ください
- コンビニでも納付できます

お問合せ 税務室納税担当 ☎21-3246

もう一度ご確認を 確定申告書

提出した確定申告書に計算間違い・申告漏れなど申告内容の誤りや、確定申告書の提出忘れはありませんか？

■税額を多く申告していたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額への訂正を求められます。

■税額を少なく申告していたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。

■確定申告書を提出しなければならないのに忘れていたときは、速やかに提出してください。

お問合せ 函館税務署 ☎31-3171